

1. 充電設備・V2H 充放電設備等の移設

充電設備・V2H 充放電設備等の移設とは、補助金の交付を受けた充電設備・V2H 充放電設備等の所有者が変わらずに、設置場所を変更することをいいます。なお、充電設備・V2H 充放電設備等の撤去日^(注1)以降の移設計画変更など、補助金交付目的に反した使用をセンターで確認した場合は、原則、交付済み補助金の全部または一部の返還義務が発生します。

注1：充電設備等（周辺機器、配線等を含め）の撤去および他の理由による稼働中止日

2. 財産処分（移設）の手続き

実施状況報告書および要部写真を電子メール^(注2)もしくは郵送で提出してください。センターは提出書類を確認の上、財産処分承認申請の可否を含め申請者に回答を連絡します。申請者はその前に移設してはなりません。

注2：電子メールご利用の場合、提出書類を PDF 化し添付してください。

	充電設備等	V2H 充放電設備等
提出書類	①実施状況報告書（財産処分） ②要部写真（財産処分）	①実施状況報告書（財産処分） ②要部写真（財産処分）
記載例	①実施状況報告書（財産処分）移設前 ②要部写真（財産処分）移設前	①実施状況報告書（財産処分）移設前 ②要部写真（財産処分）移設前

申請先：一般社団法人 次世代自動車振興センター 充電インフラ部 財産処分担当
〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町3-27
TEL：03-6261-9956
E-mail：zaisan_shobun31@cev-pc.or.jp

3. 以降の手続き

手続きは処分（移設）の内容により異なるため、センターの指示に従い実施してください。

(1) 財産処分承認申請が不要な例

充電設備・V2H 充放電設備等の移設完了後、以下の書類に必要事項を記載しセンターに提出していただきます。

	充電設備等	V2H 充放電設備等
提出書類	①実施状況報告書（財産処分） ②要部写真（財産処分） ③充電設備等設置状態の平面図（移設後） ④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 J11）※設置場所変更の場合	①実施状況報告書（財産処分） ②要部写真（財産処分） ③充電設備等設置状態の平面図（移設後） ④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 V08）※設置場所変更の場合
記載例	①実施状況報告書（財産処分）移設後 ②要部写真（財産処分）移設後 ④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 J11）	①実施状況報告書（財産処分）移設後 ②要部写真（財産処分）移設後 ④取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 V08）

充電設備・V2H 充放電設備等の「移設」にかかる手続きについて

(2) 財産処分承認申請が必要な例

財産処分承認申請書により申請いただき、センターは申請内容を確認した上で財産処分承認通知書を発行します。申請者は財産処分承認通知書を受領する前に移設してはなりません。

	充電設備等	V2H 充放電設備等
提出書類	財産処分承認申請書（様式 J22）	財産処分承認申請書（様式 V13）
記載例	財産処分承認申請書（様式 J22） 移設	財産処分承認申請書（様式 V13） 移設

以上